

令和5年第2回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

加藤 房子



1 日時 令和5年5月22日(月) 9時55分～11時50分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎 2階 第一委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

加藤 房子 委員

古川 直磨 委員

米谷 康 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

松岡 真

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

関本 英嗣

財政局 財政部 契約課 管理係長

相澤 文

都市整備局 技術管理室 技術企画担当課長兼被災地支援担当課長

菊池 信幸

都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画担当係長

渡邊 康英

水道局 総務部 財務課長

林 雄次

水道局 総務部 財務課 契約係長

高橋仁和子

水道局 給水部 計画課 主幹兼技術管理係長

小林 康宏

水道局 給水部 西配水課長

加藤 博

水道局 給水部 西配水課 管路係長

氏家 賢司

交通局 総務部 財務課 契約管財係長

相原 健

5 会議の経過

【1】 開会

【2】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 加藤 房子 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(会議資料 P. 1)、「入札方式別発注工事一覧表」(会議資料 P. 2～27)、「指名停止の運用状況一覧表」(会議資料 P. 28)に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
総契約件数について	委員	近年同時期平均に比べ、総契約件数が少ない傾向とのことだが、何か特殊な要因等があったのか。
	事務局	特殊な要因等は無く、1月から3月期における市長部局の発注件数が近年同時期平均より30件ほど増加しているため、発注時期等の違いによるものであると考えている。

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 245 件の工事のうち、古川委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P. 29 参照)
- 2) 委員会において、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の 6 事案を選定。

【選定事案】

◆特例政令適用一般競争入札

- ① (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事 (蘆立委員抽出)

◆制限付き一般競争入札

- ② 仙台市立東六番丁小学校校舎等及び仙台市東六番丁児童館増改築工事 (加藤委員抽出)
 - ③ 仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業 (第一工区) 2 棟 (西) 新築工事 (古川委員抽出)
 - (④ 仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業 (第一工区) 1 棟新築工事について同時審議)
 - ⑤ 仙台市若林区文化センター等大規模改修電気設備工事 (古川委員抽出)
 - (⑦ 仙台市若林区文化センター等大規模改修機械設備工事について同時審議)
 - ⑥ 仙台市若林区役所大規模改修電気設備工事 (古川委員抽出)
 - (⑧ 仙台市若林区役所大規模改修機械設備工事及び内部改修等建築工事について同時審議)
- ◆随意契約
- ⑩ 蒲生北部 4 号緑地公衆トイレ新築工事 (米谷委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「① (都) 南小泉茂庭線 (宮沢橋工区) 橋梁上部工工事」 について

論点等	発言者	発言内容
低入札調査について	委員	低入札調査の判定基準は何に基づいて決めているのか。
	事務局	「低入札価格調査要綱」にて規定している、低入札価格調査による判定基準に基づいて判断している。
落札率について	委員	本案件は、全体的に予定価格に比べ低い価格で応札されているが、何か理由はあるのか。
	事務局	特例政令適用案件であり、所在地要件が無く、参加する事業者が多くなったことや、金額が大きい工事だったことから、落札に意欲のある事業者が多かったのではないかと考えられる。

無効・辞退事業者について	委員	無効となった事業者及び辞退した事業者がいるが理由は何か。
	事務局	無効となった事業者については、書類の不備があったことで無効となっている。 また辞退した事業者については、入札後、特別重点調査の適用対象となった時点で辞退されている。
	委員	特別重点調査の適用対象となった事業者は辞退するのが一般的なのか。
	事務局	事業者側の判断によるものではあるが、辞退される事業者が多いと思われる。

「②仙台市立東六番丁小学校校舎等及び仙台市東六番丁児童館増改築工事」について

論点等	発言者	発言内容
入札参加者数について	委員	入札参加者数が少なかった理由は何か。
	事務局	工事内容としては特別難易度が高いわけではないが、3社JVの案件であり結成難易度が比較的高い点や、発注時期として技術者の確保が難しかったのではないかと考えられる。
落札事業者について	委員	落札事業者は、当該施設を築造した際と同じ事業者なのか。
	事務局	小学校及び児童館どちらの施設についても、異なる事業者が施工している。

「③仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業（第一工区）2棟（西）新築工事」について

（④仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業（第一工区）1棟新築工事について同時審議）

論点等	発言者	発言内容
施工位置について	委員	2つの案件の施工位置はどのくらい離れているのか。
	事務局	40mほど離れている。
入札について	委員	同じ住宅団地の工事だが、2案件に分けて発注した理由は何か。
	事務局	築造する棟が10階建てのものと6階建てのものとなっており、規模が異なる工事であることや、入居者の異動時期の観点から工期が異なっており、工程を縮めるためにも別案件として発注している。
	委員	一括発注することで費用等を低く抑えられる可能性も考えられるが、検討はしているのか。
	事務局	一括発注することで抑えられる費用もあるが、工期が長くなることで多くの費用が掛かる部分もあるかと思われる。事業担当課ではこれらの費用等についても精査の上、今回は分割発注との判断になったと考えている。
落札事業者について	委員	2つの案件について、同じ事業者が落札しているが、工期に間に合うよう検討したうえでの入札なのか。
	事務局	工期等については全て公表したうえで参加していただいているため、工期に間に合うと考えて応札されたと思われる。

施工体制について	委員	本案件のように、近接した工事を同じ事業者が施工する場合、施工体制等の工夫が可能だと思われるが、何か協議するものなのか。
	事務局	別工事として条件を示したうえで発注していることから、本市から工夫を働きかけることはできないと考えているが、落札事業者側において、施工上の工夫はなされていると思われる。

「⑤仙台市若林区文化センター等大規模改修電気設備工事」について

(⑦仙台市若林区文化センター等大規模改修機械設備工事について同時審議)

論点等	発言者	発言内容
入札参加者数について	委員	入札参加者数が少なかった理由は何か。
	事務局	本案件は文化センターを閉鎖せずに行う工事であり、施工難易度が高いことから入札参加者数が少なかったと考えられる。
入札参加条件について	委員	共同企業体を入札参加条件とする基準は何か。
	事務局	「仙台市共同企業体運用基準」において定めている予定価格以上の工事の中で、高度の技術を必要とするものを選定している。

「⑥仙台市若林区役所大規模改修電気設備工事」について

(⑧仙台市若林区役所大規模改修機械設備工事及び内部改修等建築工事について同時審議)

論点等	発言者	発言内容
入札参加条件について	委員	本案件は「仙台市共同企業体運用基準」において定めている予定価格以上の工事だが、単独企業が入札参加条件になっている理由は何か。
	事務局	共同企業体を入札参加条件とした場合に、事業者の利益が見込めないことから、単独企業を条件としている。
	委員	案件番号⑤に比べ、工期が長く設定されているが、施工難易度はどちらが高いのか。
	事務局	本案件は、執務並行改修であり、小規模で施工難易度が比較的低い工事を多数行う必要があるため、工期が長くなっており、施工難易度としては案件番号⑤の方が高いと考えられる。
工期について	委員	電気設備工事と機械設備工事の工期が同じである理由は何か。
	事務局	大規模改修を行う際には、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事が同時に発注されることが一般的であり、各々が密接に関連する工事であることから、工期も同じになる傾向にある。
	委員	関連する工事の調整はどのように行われるのか。
	事務局	一般的に、関連する工事の施工事業者において、定期的に調整会議を行うなど、連絡調整を図りながら施工している。

落札事業者について	委員	落札事業者は、設置当初と同じ事業者なのか。
	事務局	電気設備及び機械設備ともに、設置当初に施工した共同企業体を構成していた事業者が落札している。

「⑩蒲生北部4号緑地公衆トイレ新築工事」について

論点等	発言者	発言内容
随意契約の理由について	委員	随意契約理由に全国都市緑化フェアの開催を挙げている。本案件の施工位置は会場とは離れていると思われるが理由は何か。
	事務局	本案件の施工位置周辺は観光地となっており、全国都市緑化フェア等により観光客が増加することで、当該地域への訪問者も増加することを勘案し、早急にトイレを新築することとなった。
入札不調について	委員	本案件は一般競争入札に付した際、応札が無く不調となっているが理由は何か。
	事務局	トイレの新築工事について応札者が少ない傾向があり、不調となることが多い。本案件については、入札するために必要である設計図書の購入事業者もいなかった。
設計図書について	委員	入札する際に購入する設計図書とは具体的にどのようなものなのか。
	事務局	設計図書とは、対象工事の契約書案、図面及び仕様書等から構成されており、これら図書に基づいて実際に施工していただくものとなっている。

以上のほか「全体を通しての質疑」について
特に質問はなかった。

6 その他

(1) 工事請負契約における調査基準・失格基準等の制度改正についての説明を行った。

論点等	発言者	発言内容
中央公共工事契約制度運用連絡協議会について	委員	中央公共工事契約制度運用連絡協議会とはどのような機関なのか。
	事務局	国土交通省が事務局を担当し、その他国の省庁などで構成されており、最低制限価格の設定基準となる低入札価格調査基準モデルや指名停止措置モデル等の見直しを決定する機関である。
調査基準・失格基準等の引き上げについて	委員	調査基準・失格基準等の引き上げの理由は何か。
	事務局	調査基準・失格基準等は、低価格の請負金額によって工事の適正な施工が通常見込まれない契約が締結されることを防止するために導入されている。今般、諸経費動向調査の結果に基づき、企業として継続するために必要な経費の対象を考慮した結果、基準を引き上げることとなった。

(2) 令和4年度の工事契約落札率についての報告説明を行った。

なお、上記報告説明について特に質問はなかった。

(3) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

①次回の抽出委員は米谷委員に依頼する。

②次回の委員会の日程は、令和5年8月上旬の予定である。

7 閉会